

豊田市障がい者スポーツ競技用補装具等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、障がい者スポーツ競技用補装具等の購入費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 身体障がい者

身体障害福祉法（昭和24法律第283号。以下「身障法」という。）第15条第4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けた者のうち、18歳以上の者をいう。

(2) 身体障がい児

身障法第15条第4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けた者のうち、18歳未満の者をいう。

(3) 難病患者等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）施行令（平成18年政令第10号）第1条に規定する特殊の疾病に該当する者又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）第7条第4項に規定する指定難病に該当する者をいう。

(4) スポーツ競技用補装具等

身体障がい者、身体障がい児又は難病患者等がスポーツを行うために必要な補装具であって、日常生活において使用される障害者総合支援法第5条26項に規定する補装具以外の物をいう。

(5) 保護者

身障法第15条第1項の規定により身体障がい者手帳の交付申請ができる者をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、スポーツ競技用補装具等を新たに購入する者に対し、その費用の一部を補助することにより、障がいのある市民がスポーツに取り組む際の障壁となっている経済的な負担の軽減を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 補助金の交付申請時に豊田市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。）により記録されている者

(2) 身体障がい児、身体障がい者又は難病患者等

- (3) スポーツを行うにあたりスポーツ競技用補装具等が必要になる者
- (4) 豊田市税を滞納していない者
- (5) 豊田市暴力団排除条例（平成23年条例第30号）第2条第1項及び第2項に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと
- (6) 同一の補助対象経費に対する他の補助金等の交付を受けていない者
- (7) 本条の定める交付申請に基づき購入した補装具等の使用に関する事故等や購入補装具等不具合について、本市は一切の責任を負わないことについて了承した者

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 別表「補助対象スポーツ競技用補装具等一覧表」に掲げるもの
- (2) その他市長が認めたもの

（補助金の額等）

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は50万円を限度とする。
- 3 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の1月末日までに障がい者スポーツ競技用補装具等購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 障がい者スポーツ競技用補装具等の見積書
- (2) 身体障がい者手帳の交付を受けている者は身体障がい者手帳の写し
- (3) 難病患者等については、難病法に規定する医療受給者証の写し又は当該疾病が障害者総合支援法施行令第1条に規定する特殊の疾病に該当することを確認できる、医師の診断書等の書類
- (4) 申請者が身体障がい児である場合は、その保護者が第1号様式に第1項から第3項までの書類及び委任状（様式第1-2号）を添えて提出すること。
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、障がい者スポーツ競技用補装具等購入費補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要に応じて条件を付することができる。

3 市長は、審査に際して、専門的知見を要すると判断した場合には、必要に応じて識見のあるものに対して意見を求めることができる。

4 前1項の交付決定は1回を限度とする。

(変更等の申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、障がい者スポーツ競技用補装具等購入費補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号。以下「変更承認書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めた場合はこの限りではない。

(1) 見積書に記載された金額や品目等に変更があるとき

(2) スポーツ競技用補装具等の購入を中止するとき

2 前項に定める軽微な変更とは、交付の決定額が増額を伴わない2割以内の金額の変更をいう。

(変更決定通知)

第10条 市長は、前条の規定により変更の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、障がい者スポーツ競技用補装具等購入補助金変更（中止）承認書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補装具等を購入したときは、障がい者スポーツ競技用補装具等購入費実績報告書兼請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、購入した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 購入した補装具等の領収書（原本）

(2) 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定及び交付)

第12条 市長は、前条の報告を受けたときには、その内容を審査し、適正であると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、障がい者スポーツ競技用補装具等購入費補助金額確定通知書（様式第6号）により当該決定者に通知し、当該額を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件に違反したとき。

- (2) 購入したスポーツ競技用補装具等を目的に反して使用させ、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保等に供したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。
- (4) 要綱第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (5) 要綱第11条の報告を拒否したとき。
- (6) その他市長が不相当と認めた事由が生じたとき。

2 市長は、前項に基づき交付決定を取り消した時には、障がい者スポーツ競技用補装具等購入費補助金交付決定取消し通知書（様式第7号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（交付補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分について既に補助金が交付されているときは、障がい者スポーツ競技用補装具等購入費補助金返還命令書（様式第8号）により期限を定めて当該補助金の返還を命じることができる。

（予算が不足する場合の措置等）

第15条 市長は、第7条第1項に定める補助金の交付申請の期限以前に、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認められるときは、交付申請の受付を中止することができる。この場合、豊田市公式ホームページ等で周知するものとする。

（書類の保存）

第16条 申請者は、当該補助金申請にかかる関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日の限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請が成された補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。